

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各指定就労移行支援事業所 管理者様
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長
運 営 指 導 課 長

就労系サービスの在宅利用にかかる令和 3 年 4 月以降の事務取扱いの変更について

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用については、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和 2 年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いとしておりましたが、令和 3 年度障がい福祉サービス報酬改定のなかで、令和 3 年度以降は、常時の取扱いとすることが示されました。

つきましては、次のとおり事務取扱いを変更しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

1 主な変更内容について

(1) 利用者の要件について

[現行]

通所が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断したもの

[見直し後]

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

(2) 事業所の要件について

[現行]

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 在宅利用者の支援に当たり、1 日 2 回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1 日 2 回を超えた対応も行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により評価等を一週間に付き 1 回は行うこと。

- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

[見直し後]

- オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間に付き1回は行うこと。
- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(3) その他留意点について

- ア 在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。
- イ 利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも(2)のアからキまでの要件をすべて満たす必要があること。

2 在宅でのサービス利用の要件変更に伴う各就労系サービス事業所での事務手続きについて

令和3年4月1日以降も「在宅利用」を希望される場合、利用者及び事業所より、「在宅利用に係る申立書(以下、申立書(新様式))」(別紙)の提出をしていただく必要があります。

また、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておく必要があります。

詳細については、以下のとおりご確認いただき、対応していただきますようお願いいたします。

(1) 令和3年4月1日から在宅利用を希望される場合の取扱いについて

令和3年4月1日以降、在宅でのサービスを提供されるにあたっては、利用者本人が在宅でのサービス利用を希望し、かつ在宅でのサービス利用による支援効果が認められる場合のみ、各就労系サービスの報酬算定が可能となっております。

つきましては、令和3年4月1日在宅利用の適用開始を希望される場合は、申立書(新様式)に、利用者本人の希望理由と在宅でのサービス利用における支援効果について、詳細に記入していただき、令和3年4月23日(金)までに各区保健福祉センターへご提出していただくようお願いいたします。

4月23日までに提出された申立書の内容について、各保健福祉センターにて審査の上、在宅での支援効果が認められる場合については、令和3年4月1日付で「在宅利用対象者」と明記した受給者証を交付します。

留意点

- ①従前の取扱いでは、在宅での支援体制の見直し含め、支給決定を伴った変更を行っていましたが、本取扱いにおいては、支給決定を伴わず、申立書の内容にて審査いたしますので、別途申請書等は不要です。
- ②令和3年4月26日以降に提出された申立書（新様式）の適用開始日については、原則、申立書（新様式）提出日以降となります。やむを得ず提出が遅れる等、個別の事情がある場合については、各区保健福祉センターへご相談ください。

《受給者証イメージ図》

介護給付費の支給決定内容	
障がい支援区分	区分○
認定有効期間	令和02年07月01日から令和05年06月30日まで
サービス種別	就労継続支援（A型）
支給量等	基本決定 原則日数 R02.7.1～R03.6.30 在宅利用対象者 R03.4.1～R03.6.30
支給決定期間	令和02年07月01日から令和03年06月30日まで

（2）既に在宅利用の支給決定を受けている場合の取扱いについて

今回の変更に伴い、**一般（在宅利用）**の決定を受けている人で、更新申請に伴い、既に各区保健福祉センターへ「在宅利用に係る申立書（旧様式）」をご提出していただいている場合について新様式に変更していただく必要はありません。

また、更新時期に関わらず令和3年4月1日以降に、改めて申立書（新様式）を出していただく必要もありませんので、更新申請時の際に、申立書（新様式）をご使用いただきますよう、お願いいたします。

（3）運営規定について

従前の臨時的な取扱いについては、運営規定の変更を不要としておりましたが、常時の取扱いに変更となったことより、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておく必要があります。

つきましては、**令和3年4月1日在宅利用の適用開始を希望される場合は、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記した運営規定の変更の届出を令和3年5月14日（金）までに運営指導課へご提出いただきますようお願いいたします。**

留意点

- ・運営規定の変更等、時間がかかることを鑑み、今回は特例期間として届出締切日を設定しております。

- ・令和3年4月23日までにご提出していただく申立書(新様式)の運営規定の状況欄において、『令和3年4月中に明記予定』に丸印をつけている事業所につきましては、暫定的に、運営規定に明記している事業所として処理いたしますが、あくまで今回の要件変更に伴う特例的取扱いである旨、ご了承ください。

※運営規定の変更は必ず行い、すみやかに運営指導課へ届出してください。

(4) 事業所要件について

先述のとおり、アからキまでの全ての要件を満たす場合にのみ、報酬算定可能となっております。在宅で実施した訓練内容や支援内容、訓練状況及び支援状況、週1回、月1回の訓練目標に対する達成度の評価状況等、必ず記録に残していただき、事業所にて保管をお願いいたします。

※所定の様式はございません。

※本市より、支援記録等の提出を求める場合があります。

4 その他

- ・「一般（在宅利用）」又は「在宅利用対象者」と印字されている受給者証をお持ちの方については、在宅と通所の組み合わせによる利用が可能となります。
- ・『在宅利用中の支援体制に関する報告書』の提出については、本事務連絡をもって、**廃止**します。
※令和3年3月提供分の報告書についても、提出していただく必要はありません。
- ・申立書（新様式）については、障がいの特性上代筆が必要など、配慮が必要な方については、利用者本人の同意の上、代筆可能です。（余白欄に、代筆者の氏名について記入しておいてください）

上記以外について、ご不明点等ありましたら、担当までお問合せください

5 添付資料

- ・（別紙）就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申立書

＜問合せ先＞

（在宅利用の取扱いについて）

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

Tel：06－6208－8015

（運営規定の変更・指導監査等について）

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

Tel：06－6241－6520